

1. 各国共通の禁制品

区別	禁制品
貴重品等	<ul style="list-style-type: none"> ・金、銀、白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各国の通貨(紙幣又は硬貨)、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品 ・有価証券類
信書	<ul style="list-style-type: none"> ・信書又は現行法で信書と定義された通信手段
生きた動物	<ul style="list-style-type: none"> ・生動物
遺体	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体
位牌、遺骨	<ul style="list-style-type: none"> ・位牌、遺骨
変質又は腐敗しやすいもの	<ul style="list-style-type: none"> ・変質又は腐敗しやすい物質、物品
小火器用爆薬及び火器	<ul style="list-style-type: none"> ・小火器用爆薬及び火器
火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類を含む物質、物品
爆発物	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発性の物質、物品
圧縮ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性ガス、非引火性ガス、非毒性ガス又は毒性ガスを含む物質、物品
引火性液体、気化性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性液体又は気化性物質を含む物質、物品
引火性固体、可燃性固体	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性固体、自己反応性物質及び同類の物質又は安定化物質を含む物質、物品 ・自然発火性物質を含む物質、物品 ・水と接触すると引火性ガスを発生する物質を含む物質、物品
電球	<ul style="list-style-type: none"> ・写真用閃光電球
磁気性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・磁気性物質を含む物質、物品
水銀	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀を含む物質、物品
酸その他の腐敗性物質、 全ての塩基及び酸 酸化剤	<ul style="list-style-type: none"> ・酸化性物質又は有機過酸化物を含む物質、物品
毒物	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物を含む物質、物品
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含む物質、物品

航空危険物と定義されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合が定めた「危険物の輸送に関する勧告」が対象とする物品（現行の施行規則において定める一定の危険物、放射性物質及び伝染性物質を除く。）並びに国際民間航空機関（ICAO）の「技術に関する説明書」の現行版及び国際航空運送協会（IATA）の「危険物に関する規則」の現行版が対象とする物品 ・詳細は別紙を確認 <ul style="list-style-type: none"> 1. 国際郵便において郵送が可能とされている伝染性物質及び放射性物質は送付できません。 2. リチウム電池については、国際宅配便条件表（リチウム電池）を確認。
麻薬等	・国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物
公序良俗に反するもの	・わいせつな又は不道德な物品
偽造又は海賊版の物品	・偽造又は海賊版の物品
取扱上危害を及ぼすおそれのあるもの	・取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の貨物、貨物設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品
不潔な物品等	・不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
法定運送禁止品目	・法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
名宛国の禁止品	・通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府の法令によりその輸送、輸出及び輸入等が禁止され、又は制限されている貨物
食料品	・食料品
凶器	・銃砲刀剣類
個人情報	・複数の個人情報が内容物に含まれたもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・再生不可能なもの（原稿、原図、テープ、フィルム類等） ・クレジットカード、キャッシュカード等のカード類 ・再発行が困難なもの（受験票、パスポート、車検証類等）

2. 各国ごとの禁止物品及び条件付許容物品

「国際郵便条件表」に規定する各国ごとの禁止物品及び条件付許容物品と同じです。ただし、国際郵便条件表において条件付許容物品とされているものであっても、「1. 各国共通の禁制品」に該当するものは送付できません。

航空危険物と定義されるものの詳細

区別	禁制品
火薬類、爆発物、 小火器用爆薬及び火器	爆発性の物質、物品 [例]ニトログリセリン、雷管、点火器、ヒューズ、発煙筒、照明弾、弾薬、 花火、導火線
圧縮ガス	(1) 摂氏 50 度(華氏 122 度)で 300 キロパスカル(3.0 バール、1 平方イン チ当たり 43.5 ポンド)を超える蒸気圧を有するもの (2) 摂氏 20 度(華氏 68 度)、標準気圧 101.3 キロパスカル(1.01 バール、 1 平方インチ当たり 14.7 ポンド)で完全にガス状になるもの (3) 区分 ア 引火性ガス [例]小型燃料ガスボンベ、喫煙用ガスライター、引火性エアゾール製 品、アセチレン、ブタン、水素 イ 非引火性、非毒性ガス [例] ネオン、空気、圧縮ガスを含む消火器、炭酸ガス、窒素ガス、ヘリ ウム ウ 毒性ガス [例]フッ化スルフルル、有毒ガスサンプル、一酸化炭素、酸化エチレン、 液体アンモニア
引火性液体、気化性物質	密閉容器テストの場合は摂氏 60 度(華氏 140 度)以下、開放容器テスト の場合は摂氏 65.6 度(華氏 150 度)以下で引火性蒸気を発生させる液 体、液体混合物、又は溶液若しくは懸濁液の形で固体を含む液体(例え ば、塗料、ワニス、ラッカー等が含まれる。ただし、その危険の性質によ り別に分類される物質は含まない。) [例]ベンゼン、ガソリン、アルコール、引火性溶剤及び合成洗剤、引 火性塗料、引火性ワニス、剥離剤、シンナー
引火性固体、可燃性固体	(1) 可燃性固体、自己反応性物質及び同類の物質、安定化爆発物 [例]安全マッチ、硝酸セルロースフィルムその他の硝酸セルロース製 品、金属マグネシウム及びマグネシウム合金、セルロイド、ボルネオール、 リン、硫黄 (2) 自然発火性物質 [例]乾燥チタン粉末、乾燥ジルコニウム、無水硫化ナトリウム、活性炭、 金属触媒 (3) 水と接触すると引火性ガスを発生する物質 [例]亜鉛灰、水酸化ナトリウム、ナトリウム、ルビジウム、カリウム、安定 化マネブ、リチウム、カルシウム、カーバイト、マグネシウム、バリウム
酸その他の腐敗性物質 全ての塩基及び酸 酸化剤	(1) 酸化性物質 [例]臭素酸塩、塩素酸塩、硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、一部 の過酸化物 (2) 有機過酸化物 [例]過酸化ベンゾイル、メチルエチルケトンパーオキシド
毒物	[例]砒素、アンチロック性混合動力燃料、固形殺菌剤、水銀化合物、殺 鼠剤、消毒剤

放射性物質	放射性物質 [例]プルトニウム、ラジウム、ウラン、セシウム
腐食性物質	[例]水銀、液体バッテリー、温度計
環境有害物質を含む その他の有害物質	[例]磁石、エンジン、ドライアイス、アスベスト、シートベルトプリテンショナー、リチウム電池(国際宅配便条件表(リチウム電池)に規定されるものを除きます。)、人に不快感を与えるような麻醉性、有毒性をもった物質